

地方公務員法第58条の2及び北広島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、平成19年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成19年11月30日

北広島町長 竹下正彦

北広島町人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（18年4月1日～19年3月31日）（単位：人）

区分	職 種	受験者数			最終合格者数			採用者数			前年度採用者数
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
初級試験	一般行政職 外			—			—			—	0
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
その他選考	医療職			—			—	2	2	4	7
	計	—	—	—	—	—	—	2	2	4	7
合計	一般行政職 外			—			—			—	0
	医療職			—			—	2	2	4	7
	計	—	—	—	—	—	—	2	2	4	7

(注) 平成18年度は採用試験を実施しておりません。

(2) 職員の退職等の状況（18年4月1日～19年3月31日）

(単位：人)

区 分	人 数	前年度人数
定年退職	2	1
勸奨退職	14	8
普通退職	3	3
分限免職	0	0
懲戒免職	0	0
失 職	0	0
死亡退職	0	0
計	19	12
再任用職員	0	0

(注) 1 定年退職：地方公務員法（以下「地公法」という。）第28条の2第1項の規定により離職すること。また、地公法第28条の3第1項の規定により勤務が延長され、その後離職する場合も含まれます。

2 奨励退職等：任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職すること。

3 普通退職：自己都合による退職すること。

4 失職：職員が法定の欠格条項（地公法第16条各号（第3号を除く）に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの）に該当し離職すること。

5 再任用職員：定年退職者等で再任用された職員

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年度 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成 19 年	平成 18 年		
一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	支所の自治振興課と町民生活課の 統合 財政課を新設 環境管理室を設置（町民課内） 国土調査事務所を新設
	総務	59	64	△5	
	税務	17	17	0	
	民生	70	71	△1	
	衛生	25	24	1	
	農林水産	43	41	2	
	商工	6	5	1	
	土木	24	26	△2	
	小 計	247 ()	251 ()	△4 ()	
特 別 行 政 部 門	教育	24	34	△10 7	教育総務課と学校教育課を統合 分室の廃止 幼稚園の廃止 山県西部消防組合の解散による職 員受入れ
	消防	52	45		
	小 計	76 ()	79 ()	△3 ()	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	56	56	0	
	水道	7	7	0	
	下水道	9	10	△1	
	その他	15	15	0	
	小 計	87 ()	88 ()	△1 ()	
合 計	410 ()	418 ()	△8 ()		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 () 内は、短時間勤務職員であり、外書きです。

(4) 地位別職員数の状況（一般行政職）

(単位：人)

区分	職員数	男 性	女 性
課 長 級	30	28	2
課長補佐級	29	19	10
係 長 級	41	37	4
そ の 他	144	101	43
計	244	185	59

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	330人 ()	千円 1,298,901	千円 247,084	千円 556,140	千円 2,102,125	千円 6,370

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 給与費は当初予算に計上された額です。
 3 () 内、短時間勤務職員であり、外書きです。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（19年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
北広島町	円 337,280	円 394,833	44歳1月	円 328,848	円 345,413	50歳11月
国	円 325,724		40歳8月	円 287,094		48歳10月

- (注) 「平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢」とは、職種ごとの職員に係る給料月額の総額、給与月額の総額及び年齢の総和をそれぞれ当該職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではありません。

(3) 特記事項（人件費の減額措置を行っています）（19年4月1日現在）

対 象 者	内 容	期 間
町長、副町長、収入役、教育長	給料の減額（10%減）	(町長) 平成18年4月1日 ～平成21年3月12日 (副町長、収入役、教育長) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日
職員（主事級）	給料の減額（3%減）	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日
職員（主任主事級、係長級、課長補佐級）	給料の減額（4%減）	
職員（課長級）	給料の減額（5%減） 管理職手当の減額（20%減）	
町長、副町長、収入役、教育長 職員	旅費日当の減額（支給しない）	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日

(3) ラスパイレス指数の推移（一般行政職）

14年	15年	16年	17年	18年
—	—	—	97.2	92.7

- (注) ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100として、北広島町職員の給与水準を比較した数字です。

* 16年までは旧4町（合併前）でそれぞれ数値が異なるため、掲載していません。

(4) 職員の初任給の状況 (19年4月1日現在)

区 分		北広島町	国
一般行政職	大学卒	154,909 円	170,200 円
	高校卒	134,248 円	138,400 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (19年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	267,292 円	317,393 円	373,075 円
	高校卒	236,354 円	281,488 円	325,456 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (19年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任主事 主任 係長	係長 主任	課長 主幹 課長補佐	課長 主幹	
職 員 数	1 人	10 人	94 人	80 人	42 人	15 人	242 人
構 成 比	0.4 %	4.1 %	38.8 %	33.1 %	17.4 %	6.2 %	100 %

(注) 1 北広島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員手当の状況

※支給割合は、給与改定後の数値です。

区 分	北広島町			国		
期末手当	(18年度支給割合)			(18年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.4 月分	0.725 月分	6 月期	1.4 月分	0.725 月分
		(0.75) 月分	(0.35) 月分		(0.75) 月分	(0.35) 月分
	12 月期	1.6 月分	0.725 月分	12 月期	1.6 月分	0.725 月分
勤勉手当		(0.85) 月分	(0.4) 月分		(0.85) 月分	(0.4) 月分
	計	3.0 月分	1.45 月分	計	3.0 月分	1.45 月分
		(1.6) 月分	(0.75) 月分		(1.6) 月分	(0.75) 月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(8) 特別職の報酬等の状況 (19年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	町 長	657,000 円	
	副町長	541,800 円	
	収入役	513,900 円	
報酬	議 長	293,000 円	
	副議長	246,000 円	
	議 員	221,000 円	
期末手当	町 長 助 役 収入役	(18年度支給割合)	
		6月期	1.6 月分
		12月期	1.75 月分
	計	3.35 月分	
	議 長 副議長 議 員	(18年度支給割合)	
		6月期	1.6 月分
12月期		1.75 月分	
計	3.35 月分		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (一般職の標準的なものを記入)

(19年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備 考 (時差通勤等を実施している場合は、その内容を簡潔に記入する)
40	8:30	17:30	12:00~13:00	

- (注) 1 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているものです。
 2 休憩時間：一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的として、条例・規則に基づき正規の勤務時間中に付与されるものです。

(2) 年次有給休暇の取得状況 (18年4月1日~19年3月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C %	取得率 B/A %
12,396 日	3,248 日	317 人	9.7 日	26.2 %

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況 (18年4月1日~19年3月31日)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
45,841 時間	10.2 時間

- (注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数です。
 2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員（管理職を除く）数で除したものです。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (18年4月1日～19年3月31日)

(単位：人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号					0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号					0
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号					0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号					0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項					0
計		0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数 (18年4月1日～19年3月31日)

(単位：人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号			1		1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号					0
計		0	0	1	0	1

5 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況

(19年4月1日現在)

派遣形態 根拠	法 人 名	派遣職員数 (人)		
		役員	職員	合計
民法法人 派遣法第2条第1号				0
合 計		0	0	0

(2) 営利企業等の従事許可の状況（地方公務員法第38条関係）

（18年4月1日～19年3月31日）

区 分	人（件）	備 考
許可人数 （または許可件数）	0	

（注） 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

① 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第2項）

策定の有無	策定期間（予定）
未策定	未定

② 研修の実施状況（18年4月1日～19年3月31日）

機関別研修	参加者数	備 考
ひろしま自治人材開発機構	17	
計	17	

(2) 職員の勤務成績の評定の状況（地方公務員法第40条）

（18年4月1日～19年3月31日）

勤務評定の実施状況

実施の有無	導入（予定）時期
未実施	未定

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済事業

広島県市町村職員共済組合に加入。

(2) 勤務条件に関する措置の要求の状況（18年4月1日～19年3月31日）

事案なし（業務を広島県人事委員会に委託）

(3) 不利益処分に関する不服申立ての状況（18年4月1日～19年3月31日）

事案なし（業務を広島県人事委員会に委託）